

## 事例 16 2次医療圏内の病床調整

(広島県福山地域保健所)

### 地域資源・保健所の現状

広島県の行政組織では、管内 2 市 1 町を管轄する福山地域事務所が設置されており、この組織の中に統合された福山地域保健所と厚生環境局がある。

福山地域保健所・厚生環境局の職員数は 64 人で、医師は保健所長 1 人である。

平成 18 年 3 月 31 日現在の管内人口 521,319 人であるが、平成 10 年 4 月に福山市が中核市に移行したことにより、保健所業務のほとんどは福山市に移管されている。

福山地域保健所が管轄する福山・府中二次保健医療圏は、東は岡山県に接し、圏域内には 4 つの地区医師会がある。圏域内の病院数は 51 で、うち 45 病院は福山市に集中している。診療所数は 377 である。

### 事例紹介

#### 1 調整した内容

2 次医療圏域内の病床調整

#### 2 関係した機関

福山・府中地域保健対策協議会（構成機関・団体として、広島県、市町、地区医師会、医療機関、地区歯科医師会、地区薬剤師会、社会福祉協議会、老人福祉施設連盟）

福山・府中二次保健医療圏域内の各医療機関

#### 3 概要

平成 14 年 4 月に、現行の広島県保健医療計画の施行に伴い、県内の基準病床数が改定され、福山・府中二次保健医療圏はいわゆる「病床過剰地域」から「病床不足地域」となった。

この不足となった病床の整備を図るため、図 1 に示すように、医師会や市町等の関係機関で構成する「福山・府中地域保健対策協議会」に「医療機能等の適正配置に係る小委員会」（現在の「医療機能等適正配置委員会」。以下、併せて「医療機能等適正配置委員会」と表記する）を設置し、当該地域に必要とされる病床の医療機能について検討を行ってきた。

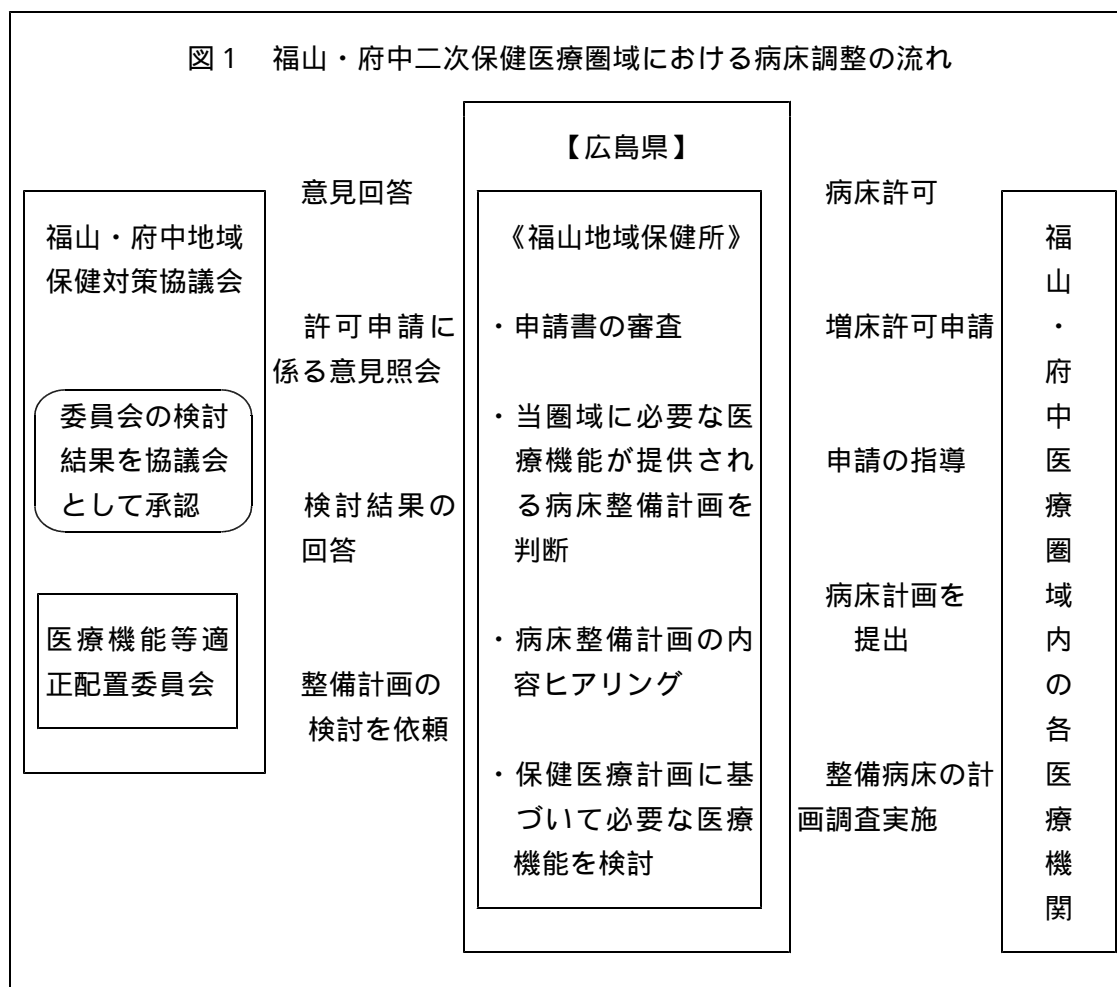
平成 14 年度から現在に至るまで、県医療計画による病床不足の他に、既存病院の廃止等による病床不足についても検討の対象とした。

医療機関から増床の希望は、25 病院 651 床（一般 354 床 療養 297 床）、5 診療所 18 床の申し出があった。

委員会で検討した結果、19 病院 331 床（一般 135 床 療養 196 床）、5 診療所 18 床（療養 18 床）の増床を適当と認めた。

増床によって提供される医療機能として、一般病床については、救命救急センター（福山市内の公立病院に設置）の後方支援病床、救急医療対応病床、結核患者収容モ

デル事業の病床、在宅医療支援病床、心血管疾患救急対応病床、泌尿器科専門病床等が整備されることになった。また、療養病床については、病院・診療所の計 214 床のうち、40 床が介護療養型病床として整備されることになった。



## 調査から明らかとなった内容

### 1 地域医療体制の問題把握

平成 14 年度からの広島県の保健医療計画で基準病床数が見直され、県内の被爆者が高齢化し、入院率が高くなった事情等が考慮され、県全体の基準病床数が 1,300 床増床された。福山・府中二次保健医療圏域の基準病床は 5,504 床となり既存病床数 5,353 床から 151 床増やすことが可能となり、圏域内での病床の調整が必要になった。

### 2 意思決定過程

#### (1) 問題の評価

新たな保健医療計画により、県内 7 つの二次保健医療圏のうち 5 圏域で増床が可能となったが、同時に、当該計画において必要とされた医療機能の強化等を実現するために、圏域ごとの不足病床について効果的な活用を図ることが明記された。

大半の都道府県が基準病床数を減らしている中で、病床数の上乘せが認められたのは極めて異例の状況であり、厚生労働省も「緩和ケア、救急とりハビリの連携など、地域に不足している機能に絞って配分すべき」との考えを示していた。

#### (2) 保健所として対策を進める上で障害と考えられた事項

病床調整については具体的な配分をめぐって利害も絡むだけに、二次保健医療圏域の地域保健医療計画を総合的に勘案した上で、個々の増床の申請について公正でオープンな議論をする必要があった。

#### (3) 保健所の判断とその理由

広島県では、二次保健医療圏の保健・医療・福祉の協議・推進の場として各圏域ごとに「地域保健対策協議会」を設置しており、この「地域保健対策協議会」に病床調整作業を委ねることを本庁が判断した。福山地域保健所は「地域保健対策協議会」の構成員および事務局の立場として、この課題に取り組むことになった。

#### (4) 取り組むにあたっての戦略

広島県の各二次保健医療圏域ごとに設置された「地域保健対策協議会」は、事務局は保健所にあるが、組織としては県、市町、医師会等の関連団体が参加する任意団体である。広島県は健康増進計画など多くの事業をこの「地域保健対策協議会」に委託しており、病院の新規開設や増床の許可に際しても意見聴取することとされていた。このように「地域保健対策協議会」には、組織や活動も一定の実績があったが、病床の機能と数の両面にわたる本格的な病床調整については初めて取り組む事業であり、「地域保健対策協議会」の中に病床調整に特化した新しい委員会を設置して検討させることとされた。福山地域保健所は、事務局としてその調整に動いた。

### 3 保健所の果たした役割

福山地域保健所は「地域保健対策協議会」に、医師会のキーパーソンを中心とした「医療機能等適正配置委員会」を設立することを目指した。また、公平性のために、管内の全医療機関を対象に病床整備の計画調査を行い、増床を希望した医療機関から計画のヒアリングを行った。

### 4 調整が可能であった諸条件

#### (1) 地域保健対策協議会の活動

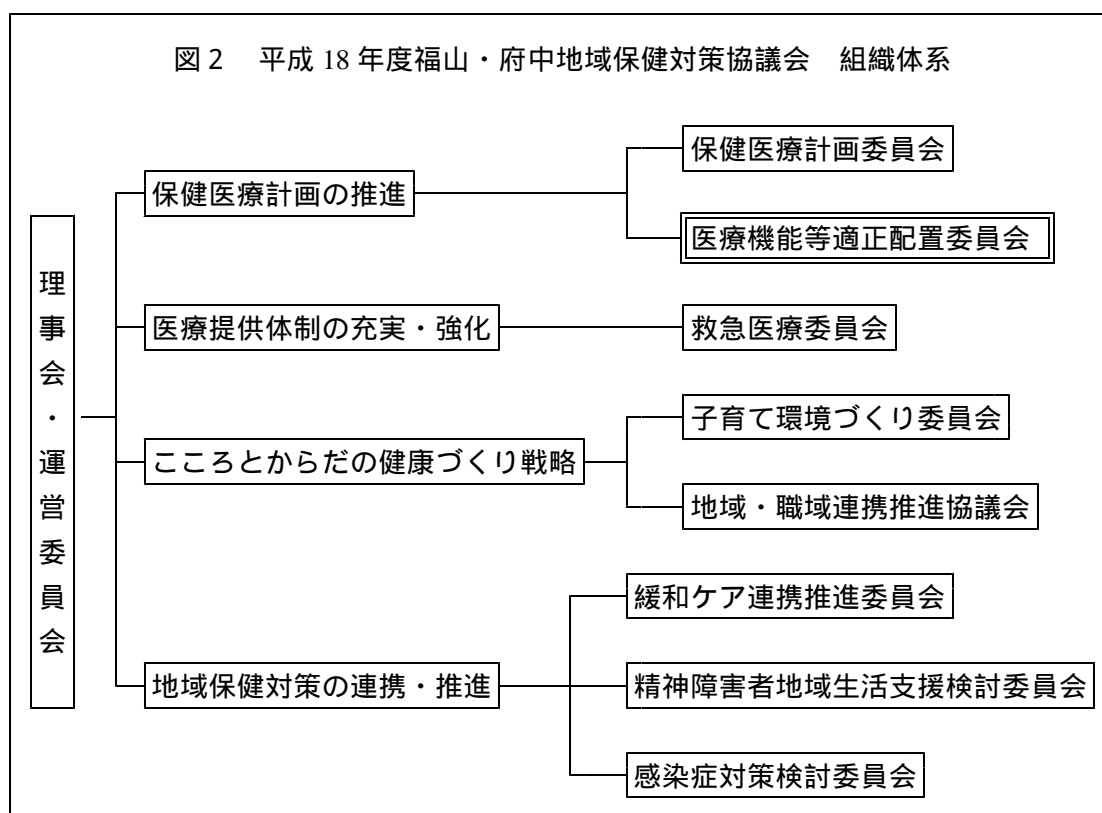
福山・府中地域保健対策協議会は、二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために必要な調査・研究・協議を行い、これらに基づく必要な事業を実施推進し、住民の健康保持・増進に寄与することを目的とする会である。会の構成団体は、広島県、市町、地区医師会、医療機関、地区歯科医師会、地区薬剤師会、社会福祉協議会、老人福祉施設連盟である。

福山・府中二次保健医療圏は、以前は福山地区と府中地区にそれぞれ保健所が設置されており、当時から保健所ごとに、保健医療に係る調査研究や連携推進に取り組む組織として、医師会や市町村等と構成する「福山保健調査会」や福山地区、府中地区

の「地区地域保健対策協議会」が存在していた。平成 9 年度の保健医療計画に、二次保健医療圏ごとに保健医療の推進について協議し推進する組織の必要性が盛り込まれ、平成 11 年度に、既存組織は現在の圏域ごとの「地域保健対策協議会」に再編統合された。

具体的には、図 2 に示すように、保健医療計画や緩和ケア、救急医療など様々な保健・医療・福祉に関する活動に委員会単位で取り組んでいる。保健所は全体の事務局であり、また保健所職員は所管する業務に応じて、それぞれの委員会に参加し、積極的に活動してきた。

医師会は「地域保健対策協議会」の構成員の中でも重要な立場にあり、事務局と率直な意見交換ができるなど連携が取れていた。



## (2) 医療機能等適正配置委員会の設置

病床調整には様々な利害も絡むため、広い視野から総合的に判断ができ、かつ圏域内でも発言力がある 4 地区医師会のキーパーソンに働きかけ、新たに設置する「医療機能等適正配置委員会」が円滑に運営されるよう調整した。

「医療機能等適正配置委員会」は圏域内の医療機能等の適正配置に係わる調査・協議等を行うことを目的として設置され、構成は広島県、市町、地区医師会、福山市社会福祉協議会であり、事務局は保健所に置かれた。「医療機能等適正配置委員会」は整備計画についての検討結果の回答、及び増床許可申請に係わる意見回答の二つの機能を有している。

## 5 本庁の期待した保健所機能

### (1)保健所へ期待した役割と成果

広島県全体の保健医療計画の策定や、医療審議会の運営は本庁の役割である。保健所には「地域保健対策協議会」の活動とリンクしながら、二次保健医療圏域ごとに医療機能を把握し、病床を調整する役割を期待している。病床調整については、福山地域保健所も含めて、各保健所とも概ね達成している。

### (2)保健所が役割を果たした理由

広島県では、県民の健康保持・増進を目的に、広島大学、広島県、広島市、広島県医師会が構成団体となり、昭和44年に「広島県地域保健対策協議会」が設立された。現在は20以上の委員会が組織され、「制度・施策への反映」と「県民・住民へサービス提供」の役割を担っている。保健、医療、福祉の分野で官・民・学の連携がとれたユニークな組織であり、活動も活発である。各二次保健医療圏域ごとには、同じような位置づけの「地域保健対策協議会」が設立されており、地域特性に応じた活動を展開している。

広島県では県全体の課題を「広島県地域保健対策協議会」を活用し解決を図り、二次保健医療圏域ごとの課題はそれぞれの地域の「地域保健対策協議会」を活用し解決を図ってきた。そのような経緯があるため、県および各二次保健医療圏域の「地域保健対策協議会」を核として、県、保健所と医師会・中核病院・大学・市町とは良好な関係を保ち、その事業に携わる県庁および保健所の体制も一定確立している。

病床調整についても、このような県・保健所における「地域保健対策協議会」の土台があったため、その上に病床調整に特化した機能を圏域ごとに持つことが可能となった。

## 6 医師会の期待した保健所機能（医師会長からの聴き取り）

### (1)保健所へ期待した役割と成果

県行政の一つの機関として責任と権限を持っている保健所が、「地域保健対策協議会」に加わることで組織の核ができる。また計画実施の検証は私的な組織では難しいので、その点も期待している。

保健所はよくやっていると思う。現在、病床調整も含めて、不満に思うことはない。

### (2)保健所が役割を果たした理由

「地域保健対策協議会」を通じて、福山地域保健所と医師会、中核病院、市町、福山市保健所はしょっちゅう顔を合わせており、気軽に意見を述べあえる関係ができている。

福山・府中「地域保健対策協議会」では、「病床調整」だけでなく、「緩和ケア」や「救急医療」などにも取り組んでいて、医師会のネットワークも利用して、二次保健医療圏域を越えた活動や岡山県側との調整をすることもある。

医師会長は「医療機能等適正配置委員会」の委員という立場で、病床調整に参加し

ているが、「地域保健対策協議会」に保健所が責任と権限を持つ行政機関の一つとして関わることは、組織の信頼を高めることにつながっている。また、行政が入ってくれるおかげで、事業や計画をやりっぱなしではなく検証することができる。このことについては、今後も期待している。

市町との関係も、「地域保健対策協議会」を通じて風通しが良くなっている。福山地域保健所の所長も、中核市である福山市保健所長も「地域保健対策協議会」には同じように参加してくれるので、両所長には今のようにコミュニケーションをとってもらうことも大切と思っている。

「地域保健対策協議会」のエリアとしては、今ぐらいのサイズが一番良く、関係機関で顔を合わせてコミュニケーションが取れることが大切である。

## 7 保健所が関与する際の課題と限界

増床の許可は都道府県知事権限であり、「地域保健対策協議会」に権限を付与することはできない。「地域保健対策協議会」は整備計画についての検討結果の回答、及び増床許可申請に係わる意見回答の二つの機能を有している。福山地域保健所はその結果に基づき、さらに広島県医療審議会の諮問・答申を経て、増床許可を行っている。

現状は増床調整の機能しかなく、病床の再調整の機能はない。たとえば、病床利用率が50%未満で、医師数が標準数に満たない病院などを対象に、地域の実情に応じて病床の再調整が可能となるような法改正があれば、新たな展開が出てくるかもしれない。

また、「地域保健対策協議会」については、法律に基づかない任意団体であり、現在は、そうした位置づけが有効に機能しているが、今後は医療法や地域保健法での位置づけも必要と考えられる。

### 視察者の視点とまとめ

事例16も事例15と同様に保健所が2次医療圏域内の病床調整機能を発揮した事例であるが、事例15とは背景がやや異なっていた。

すなわち、広島県では保健、医療、福祉の分野で官・民・学の連携がとれ、「地域保健対策協議会」が有効に機能していた。福山地域保健所管内でも保健所が「福山・府中地域保健対策協議会」に積極的に関与し、「緩和ケア」、「救急医療」などの医療連携体制の調整機能も果たしていた。このような活動がベースとなって、病床調整についても保健所と「地域保健対策協議会」が役割分担をしながら、調整機能を発揮していた。

保健所（保健所長）と医師会、中核病院、市町がしょっちゅう顔を合わせており、気軽に意見を述べあえる関係ができていることと、保健所が事業の検証や評価など医師会や市町から期待される役割をきちんと果たすことの2点が、本事例のポイントであると感じた。また、この2点が発揮されるには、医師である保健所長に期待される役割は大きく、本事例では保健所長のコーディネート能力の高さが保健所機能充実に繋がっていると感じた。

( 1 ) 医療連携体制の調整機能を果たすために必要とされる諸条件  
常日頃からの関係機関やキーパーソンとの情報交換、連携、協働  
関係者が一堂に集まる協議会の維持、活用

( 2 ) 保健所として医療機関を巻き込むためのノウハウ、コツ  
協議会で課題として取り上げ、キーパーソンを巻き込んで委員会をつくり、地域の重要課題として位置づける。

保健所が事業の検証や評価など、関係機関から期待される役割をきちんと果たす。